

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名

- (1) 株式会社 上エンジニアリング 中城村字久場15-11  
47011751 代表者 上原 一信  
(管工事C、鋼構造物工事、機械器具設置工事)

## 2 指名停止期間

令和6年6月4日～令和6年7月3日(1か月)

## 3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事(下請を含む)

## 4 事実概要

(株)上エンジニアリングは、西原浄水管理事務所発注の「西原浄水場水没機器点検業務委託」において、落札者となったが、入札金額を誤ったとして契約締結を辞退した。

## 5 指名停止措置理由

本件については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第13号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」  
別表第2第13号(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為等)	
13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内